

新型コロナウイルス感染症の影響により支払が困難な方に対する

## 市営住宅使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど一時的に市営住宅使用料のお支払いが困難なお客様に対しお支払いの猶予に関するご相談に応じます。

### 支払猶予の対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど一時的に市営住宅使用料のお支払いが困難なお客様

### 猶予の期間

最長1年

### 対象となる料金

市営住宅使用料

※猶予部分の料金につきましては、猶予期間終了後、納付書によりお支払いいただきますが難しい場合はご相談ください。

### 受付方法

豊前市都市住宅課の窓口にて「猶予申請書」に記入

- 必要なもの：
- ・印鑑（認印可）
  - ・収入や現金預金の状況がわかるもの等、申請者からの申出理由により提出いただきますが、提出が難しい場合は、口頭により聴取いたします。

### 申し込み及び問い合わせ先

豊前市役所 都市住宅課 住宅係

TEL：0979-82-1111 内線：1276・1277